

<p>道州制検討を深める課題 (平成19年12月14日道州制推進本部役員会提出資料)</p>	<p>道州制に関する第3次中間報告に向けて (たたき台)</p>	<p>総会・役員会等で出された意見</p>
	<p>前文</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道州制調査会発足以来、1次報告、2次報告をまとめ、19年11月からは道州制推進本部として審議を開始。 これまでの審議で整理してきた導入すべき道州制の姿は、おおむね次のとおり。2015年から2017年を目途に道州制の導入を目指す。 <p>1. 道州制導入の理念・目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本再生のためには中央政府・地方政府の責任の明確化と地域の経済力の強化が必要。 ○ これを実行しなければ、EUや中国・韓国・シンガポールなど他の東アジア諸国が台頭する中で、国際競争を勝ち抜けないし、国民が真に必要なとするサービスを適正なコストで提供できなくなる。特に、少子高齢化が進展する中、持続的・安定的な社会保障制度を確立するためにも重要。 ○ 道州制で達成すべき目的は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①中央集権体制を一新し、基礎自治体中心の地方分権体制へ移行 ②国家戦略、危機管理に強い中央政府と、国際競争力を持つ地域経営主体として自立した道州政府を創出 ③国・地方の政府の徹底的な効率化 ④東京一極集中を是正し、地方に多様で活力ある経済圏を創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年から2017年には憲法改正の議論もあるので、それと並行して議論すべき。 ・一般的なビジョンをつくるべき。 ・理念・目的をもっと明確にすべき。 ・官主導でなく民主導であるという記述を盛り込むべき。 ・理念・目的について社会保障の視点を盛り込むべき。 ・明確な理念を示して、公務員制度改革、憲法改正、一院制・二院制の問題、連邦制の問題について整理する必要。 ・東京一極集中是正が①ではなく、地方分権体制への移行を①にすべき。 東京問題は一番最後にすべき。 ・「自立」というキーワードを入れるべき。 ・国のあり方を抜本的に変えるのであれば、地方主権とするべき。 ・地方の主権を拡大していく方向で進めるべき。 ・道州制はまず国を壊すこと、分けること。都道府県合併ではない。 ・地方のことは中央には分からないから、道州制は意味がある。

2. 道州制導入のメリット・デメリット

○ このような道州制を導入することにより、次のようなメリットが生じる。

- ① 施設の効率的配置、広域的有効利用が可能となり、インフラ整備・サービス供給でスケールメリットが生じる
- ② 経済効果と費用負担との関係が区域内で完結する程度が高まる
- ③ 道州は海外諸国と直接経済交流・競争できる規模になる
- ④ 東京以外にも成長の核になる都市が育つ
- ⑤ 地域間の経済力格差を現在より縮小できる
- ⑥ 道州政府による多様な政策の提示、相互間の競争により国全体が多様化・活性化する
- ⑦ ブロックレベルで決める方が良い問題はブロックの住民が民主的・効率的に決定できる
- ⑧ 中央政府は身軽になり国家戦略・危機管理能力が高まる
- ⑨ 国・地方の政府の組織・人員を全体としてスリム化、効率配置できる
- ⑩ 基礎自治体中心の行政体制に変わるにより、責任が明確化され、地域の実情に応じた内容の行政サービスが迅速に提供できるようになる

○ デメリットとして懸念される事項には、必要な対策を講じる。

- ① 道州政府は住民から遠くなる（基礎自治体中心の住民サービス体制）
- ② 小規模な基礎自治体への補完機能が弱まるおそれ（基礎自治体の自立と相互間の連携）
- ③ 道州制で一極集中、地域間格差が生じるおそれ（州都のあり方等を検討）
- ④ 国家としての統一性が失われ、国家の力が弱まるおそれ（道州制はむしろ国家の戦略的機能を強化するもの）
- ⑤ 各都道府県が持つ文化、伝統、郷土意識、一体感が失われるおそれ（地域の文化、伝統、郷土意識、一体感の維持・向上のための施策

を道州が実施)

- ⑥ 専ら各都道府県の区域をマーケットとする企業活動が縮小するおそれ (むしろマーケットの拡大として捉えるべき)

3. 導入すべき道州制の骨格

- 道州制推進本部としては、道州制を「都道府県に代えてより広い区域を有する自治体として道・州を設け、基礎自治体優先で基礎自治体と道・州に対して権限・財源・人間をパッケージで移すことにより、わが国の統治構造を抜本的に変える改革」として構想する。

その際、連邦制 (憲法において、行政権のみならず立法権 (又は立法権及び司法権) が国と州との間で明確に分割されている国家形態) に限りなく近い道州制の導入を目指す。

- 具体的には、

- ① 都道府県を廃止し、これに代えて全国に10程度の道・州を設置する。
- ② 道州は自治体とする。すなわち、選挙により選出される議会と首長を有し自治権を有する団体とする。
- ③ 権限・財源・人間は極力基礎自治体優先で再配分を行い、中央政府、道州政府は「小さな政府」を志向する。現在の都道府県の仕事は、原則として基礎自治体に移管し、国の仕事は国が本来果たすべき役割に属するものを除き、できる限り道州に移管する。すなわち、基礎自治体との関係では、道州は基本的に基礎自治体では行い難い広域性のある政策・事業のみを実施するものとし、むしろ中央政府から移される仕事が道州の仕事の中心を占める。

・基礎自治体にウエートを置くべき。

・権限・財源・人間の3ゲン移譲を盛り込んだことについては評価している。

・3ゲンのうちの人間に力点を置いた改革案をまとめるべき。

・まずは、都道府県の合併をし、組織をつくって徐々に立法作業を移すなど、経過措置的なことを含めて実際にできる方法を考えるべき。

1 道州の区割りのあり方・道州の州都のあり方 ① 推進委

(1) 区割り、州都の具体論を先行して議論すべきか、大方の議論がおわったところで、終局的問題として議論すべきか。

- ① 都道府県を廃止し、これに代えて10程度の道・州を設置する。
- ② インフラ整備・サービス供給でスケールメリットが生じる規模が必要ではないか。
- ③ 海外諸国と直接経済交流・競争できる規模が必要ではないか。
- ④ 地域間の経済力格差を現在よりも縮小する観点から区割りを考えるべきではないか。
- ⑤ 地域の文化、伝統、郷土意識、一体感の維持・向上の観点から考えるべきではないか。

⑥ 道州制調査会では、最後に議論するとしてきたが、そろそろ準備すべきではないか。

⑦ 道州制で一極集中、地域間格差が生じないように、州都のあり方を検討すべきではないか。

4. 「第2次中間報告」で残された検討課題についての考え方

(1) 道州の区割りのあり方・道州の州都のあり方

- 区割り、州都の具体論については、国と道州の役割分担、基礎自治体のあり方、国と道州の組織などの他の課題について議論が尽くされた後に終局的問題として議論すべきという考え方もあるが、国民的な議論を喚起する観点からは道州制推進本部としての考え方を示すことが望ましいと考える。
- 区割りを議論する際には以下の点を総合的に考慮すべき。
 - ① インフラ整備・サービス供給でスケールメリットが生じる規模を確保。
 - ② 海外諸国と直接経済交流・競争できる規模を確保。
 - ③ 地域間の経済力格差を現在よりも縮小する規模を確保。
 - ④ 地域の文化、伝統、郷土意識、一体感の維持・向上。
- 選択肢は次のとおり。
 - ① 各府省の地方支分部局の管轄区域に準拠しつつ、人口等の均衡、社会経済的観点、歴史的観点、地域課題の共有などを考慮して示された第28次地方制度調査会の3つの区域例(9ブロック、11ブロック、13ブロック)
 - ② 自然、経済、社会、文化等における密接な関係を考慮して定められた国土形成計画法第9条の広域地方計画区域(8ブロック、広域計画の対象外の北海道、沖縄をそれぞれ1ブロックと数えると10ブロック)
 - ③ 衆議院(比例代表選出)議員の選挙区(11ブロック)
その場合、関東、北陸信越、東海、沖縄の取扱いが主要な論点となると考えられる。さらに既存の都道府県の区域にこだわらない区割りも考えられるか。
- 州都についての選択肢は次のとおり。また、州都について意見を具申する機関を国に設けることとするか。

・区割りについては、地方と意見交換し、現実的に考えていく。

・理念・目的をどのように書くかによって、区割りに影響がでる。

・東京と沖縄は別に考えるべき。

・既存の都道府県の境界にこだわるべきではない。

・北海道と沖縄は現在のままにすべき。
・関西、東北、関東の区割りは特に難しい。

・意見を具申できる協議会を国につくるべき。

2 道州制下における大都市制度
① 推進委 ④ 基礎自治体委

(1) 国土政策として大都市制度のあり方をどう考えるか。

①一極集中をどのように解消するべきか。

②大都市が持っている経済圏・後背地と多極分散との関係をどう考えるのか。

(2) 自治制度として大都市制度をどう考えるか。

①現行制度として、指定都市・中核市・特例市とあるが、都市特例をどう考えるか。

②大都市制度と首都制度をどのように考えるのか。

③大都市と州都の関係をどのように考えるのか。

- ① 各道州のアイデンティティとの関連や区域内の交通の利便性、東京以外の成長の核になる都市をつくるといった観点からは、従来からのブロックの中核都市におくこと
- ② 各道州内での一極集中の回避、リスク回避のために政治・行政と経済の中心を分けるといった観点からその他の都市あるいは中小都市におくこと。

(2) 道州制下における大都市制度、東京のあり方

○ 道州制下における大都市制度、東京のあり方については、①多極分散型の国土形成を図るといふ国土政策的見地と②広域自治体(道州)との関係や組織・権限等に関する特例の必要性という地方自治制度の見地からの検討が必要である。

① 国土政策的見地からは、道州制導入の目的のひとつでもある東京一極集中の是正が何よりも重要である。東京には現在、政治、経済、文化等あらゆる機能が集中しているが、まずは道州制の導入によって国(中央省庁)に集中している権限・財源を各道州に大胆に移譲し、政治・行政の権能を大幅に分権化することにより、経済、文化等の分散化につなげていくことが有効である。

あわせて、各道州に高度な都市機能を備え成長の核となる中核都市を形成し、東京への流出を食い止め、後背地を含めた圏域全体を牽引することにより各地方ブロックに多様で活力のある自立的な経済圏を創出することが可能になると考えられる。

② 現在地方自治制度における大都市等に関する特例としては、東京に都区制度、その他の大都市等に政令指定都市制度、中核市制度、特例市制度が適用されている。現在はもっぱら事務配分の特例を中心としているが、道州制導入に当たって現在の都道府県の事務を原則として基礎自治体に移譲するとした場合には、事務配分における

3 道州制下における東京都のあり方

① 推進委 ⑤ 税財政制度委

(1) 東京圏への一極集中の原因をどう考えるか。

(2) 道州制は東京圏一極集中是正にどのように役立つか、役立てるべきか。

① 東京以外にも成長の核になる都市を育てる必要があるのではないか。

② 地方に多様で活力のある経済圏を創出する必要があるのではないか。

(3) 東京一人勝ちの是正のための税財政制度をどのように改革すべきか。

① 東京DC特区構想についてどのように考えるか。

4 道州と国の役割分担・道州に対する国の関与のあり方・道州制下における中央省庁体制のあり方 ② 役割分担委

(1) 小委員長案提示による運営案のフォロー〔「国家戦略」につき議論・最終的に乗り越えるべき課題を明示〕

特例の必要性は弱まると考えられる。基礎自治体は基本的に権限・機能において差をつけず一律にすべきと考える。

③ 現行制度をさらに進めて、大都市については道州から独立した大都市州としての位置づけを認めるという考え方もあるが、大都市を除いた地域のみで構成される道州の規模・能力が大幅に低下することとなることから望ましくないものと考えられる。

④ しかしながら、東京(現在特別区の存する区域)については外交や迎賓、皇室関係の事務等の首都としての機能が存在し、人口や社会経済機能の集積が他の大都市と比較しても著しいこと等から特別な配慮が必要とも考えられる。自治体を置かず、国直轄の区域とするという考え方は、地方自治の根幹に関わる問題であり適当ではないと考えるが、他の大都市地域を相当上回る規模の人口の高度な集積に着目し、広域自治体との調整、事務配分、税財政、道州の区域等に関する特例を設けることが適当と考える。

(3) 道州と国の役割分担・道州に対する国の関与のあり方・道州制下における中央省庁体制のあり方

○ 道州と国の役割分担については、第2次中間報告において基本方針、3原則を明確に示すとともに、乗り越えるべき課題を整理した。当報告においては以下に乗り越えるべき課題についての解決の方向性を示すこととし、個別分野の役割分担については当報告により道州制の基本的考え方、枠組みを国民に示し、国民的議論を踏まえた上で道州制導入を前提として具体化することとする。

○ 中央省庁の再編については、国の役割の重点化により大幅なスリム化が当然の前提となるが、現在の組織を念頭に置いて省庁、局、課室の数を減少させることのみには重きをおくのではなく、国家戦略に関わり必要な機能を洗い出し、この機能を十分に発揮しうる組織のあり方をゼロベ

- ・原則、国庫補助金は廃止し、道州、基礎自治体に移管する。
- ・地方支分部局は廃止する。
- ・国は基準を定めても、実施は道州が行う。
- ・国は国家の基本戦略を担う。
- ・国の役割は外交・防衛、国家の基本戦略など外政主体で、道州及び基礎自治体は内政を主体として政策を立案し実施する。
- ・税財源の改革にあたっては、6:4とか7:3ではなく、まず国及び道州、基礎自治体の役割分担を明確にした後で、執行するために必要な税財源を確保していかなければならない。

①地方支分部局のみならず、中央省庁のあり方について、国の役割分担の重点化等を踏まえたさらなる抜本的な再編。

②官民交流を視野に入れ、国家公務員のあり方、道州・基礎自治体公務員のあり方などを国民にわかりやすく提示。

③国・道州・基礎自治体の行う事務の調整や国の道州・基礎自治体への関与のあり方について、基本的な考え方を整理。

④税財源について、自主財源の増強を基本に検討を深化。

⑤公共投資に対する考え方の整理。

(2) 役割分担の個別具体論を先行して議論すべきか、政府における地方分権改革の進捗を見つつ議論すべきか。

①地方分権改革推進委員会が11月に提出した「中間的なとりまとめ」、道州制ビジョン懇談会が3月末にとりまとめる報告をにらみながら議論するべきか。

ースから構築して抜本的な再編を行うべきである。

- 国地方を問わず公務員は特定の利害、組織にとらわれることなく、国民と国家の繁栄のために、高い気概、使命感及び倫理観を持った、国民から信頼される人物である必要がある。すべての公務員の総称は公務員とした上で、それぞれ省庁、道州、基礎自治体に勤務する職員は、「○省職員」「○○州職員」「○○市職員」のように、職場の名称を冠して呼ぶこととしてはどうか。更に、公務員には、幅広い知識・経験に裏打ちされた一層の企画立案能力、管理能力が求められる。また、精緻・複雑化する行政分野に対応した今以上の深い専門的知識・経験を有するスペシャリストとしての能力も必要である。

これらの観点を踏まえると、省庁職員については採用から退職までを一元的に管理する仕組みの創設を含め人事管理のあり方の抜本的な見直しが必要となると考えられる。

- 国と地方の役割分担を明確にし、地方が自主的主体的に地域の課題に対応できるよう、国が道州及び基礎自治体の担う事務に関し法律を定める場合には大枠的かつ最小限の内容に限ることとし、具体的な事項についてはできる限り道州及び基礎自治体の自治立法に委ねる。また、国の地方に対する関与も必要最小限度とし、法律の根拠を要することとする。
- 公共投資については、人口減少、財政制約、環境配慮などの状況下において、地域の自立・活性化、国際物流ネットワークの構築等による我が国の成長力強化、防災・減災等による安全・安心の確保等を推進するため、真に必要な公共投資を選別する必要がある。このため、整備水準や施設の利用状況等を踏まえた事業のメリハリ付けを行い、更なる重点化・効率化を図る。その上で、国は国家規模でネットワーク形成を図る必要がある事務を重点的に担うこととする。

・国がある程度税財源を持って資源配分ができるような調整官庁であることが望ましい。

・国家公務員・地方公務員の区別をなくすべき。日本国公務員として皆同じネーミングとし、国・地方問わずどこでも働けるようにすべき。

5 道州における公務員制度のあり方〔含官民交流〕

②役割分担委 ③組織・権限委

(1) 事務が国から道州、都道府県から基礎自治体に移管される場合に、その事務に従事する公務員の移管についてどう考えるか。

(2) 公務員の移管に伴う財源措置、経過措置等についてどう考えるか。

(3) 国・地方を通じた公務員数は全体として削減する方針をどのように打ち出すか。

①国・道州・基礎自治体のトータルの公務員数を考える必要があるのではないか。

②削減するだけの方針を出すのか、どの程度削減するかまでの目安を示すのか、あるいはもっと積極的に具体的に何割、何人削減すると言うのか。

6 道州議会のあり方・道州と国会のあり方 ③ 組織・権限委

(1) 道州における民主性の確保のためには道州議会はどうあるべきか。

(2) 特に道州議会の選挙制度はきわめて政治的な問題であり、政治の場での検討を進めることが不可欠ではないか。

①制度設計の論点としては、地域

(4) 道州における公務員制度のあり方〔含官民交流〕

○ 道州制導入を円滑に進めるためには、都道府県から基礎自治体、国から道州への事務移譲に伴い、当該事務に従事する公務員も移管することが必要である。

この場合、受け入れる側の道州・基礎自治体において、能力・実績に基づいた任用を行うことを基本とし、省庁に残る公務員については、新たな人事管理の仕組みに基づいて配置転換や民間への移行、退職不補充などにより総数を大幅に抑制する。また、移管する公務員にかかる退職金を含めた人件費のための財源を適切に道州や基礎自治体に措置することも必要となる。

その際、一定の移行期間を設け、可能な限り省庁職員の意向を踏まえた身分移管、円滑な事務引継に配慮することも必要である。

○ 省庁職員の総数の大幅な抑制とあわせ、道州・基礎自治体においても重複事務の排除、同種の業務をまとめて効率的に行うことにより、国・地方を通じた公務員数は全体として大幅に削減することが可能となる。個別分野の国・地方の役割分担の具体化、道州及び基礎自治体の総数などを踏まえ、中長期的に総定員数を管理する計画を策定することも考えられる。

(5) 道州議会のあり方・道州と国会のあり方

○ 道州議会のあり方については、①民主制確保のための選挙制度のあり方、②首長との関係（議院内閣制か、二元代表制か）、③定数、④法律で一律に規定すべきか、道州の選択の余地を認めるかが論点となる。

① 特に道州議会の選挙制度はきわめて政治的な問題であり、以下の点について政治の場での検討を進めることが不可欠である。

・ 道州の区域を分けて一定の選挙区を設け地域代表としての性格を重

・ 公務員も当然減らすべき。

・ 公務員については、党の行革本部で議論をしてもらえばいい。

・ 首長については、議院内閣制にするべき。

・ 限りなく連邦制に近い道州制なので、国会のあり方を含めて考える必要あり。

・ 県議会議員を削減するので、国会議

代表か全域の代表か。
 ②選挙区制か比例代表制か。
 ③州議会の議員数はどうするのか。
 ④道州議会の選挙制度は、道州による選択の余地を残すべきか。
 (3) 道州議会の選挙制度と衆・参両院の選挙制度との関係をどう考えるのか。
 (4) 道州の首長と議会の関係はどうあるべきか。
 (5) 首長は議会で選出することとするべきか、直接公選とするべきか。

視するか、全域の代表として選出することを重視するか。
 ・ 現行の都道府県と同様に中選挙区制を基本とするか、小選挙区制を入れるか、比例代表制を基本とするか、併用するか。
 ・ 道州議会の選挙制度と衆・参両院の選挙制度との関係をどう考えるか。
 ② 道州の首長と議会の関係については、自治体の首長は公選とすることが地方制度として定着していること及び現行憲法下での実現可能性も考慮し、現在の都道府県と同様に二代表制を基本とするべきではないか。その際、道州の長は強大な権限を有することとなることから、多選を制限することが必要ではないか。
 議会と執行機関の関係強化や政治状況の変化への弾力的な対応可能性に配慮し、憲法改正も視野に入れて首長を議会が選出する議院内閣制も可能とするか。
 ③ 道州議員の定数については、議会審議の効率化や合理化の観点から、現行の都道府県議員と同程度(40人~130人)とすることが適当ではないか。
 ④ 州議会のあり方については、民主主義の根幹に関わることから、上記の論点に関わる基本的事項については法律で規定することが必要ではないか。その上で、制度の選択肢を可能な限り道州に認めることが適当ではないか。
 ⑤ 国会及び国会議員のあり方については国家戦略本部の議論を踏まえ記述。(国会議員の定数の削減の方向性を打ち出すか。)

員も定数を削減するべき。
 ・ 県知事や県議会議員に意見を聴く必要がある。
 ・ 国の仕事は減るので、国会議員は減らすべき。道州も仕事に見合っ議員数を減らすべき。

・ 国会議員の話は国家戦略本部で議論をしてもらい、一緒に議論する場を設ければいい。
 ・ 国会および国会議員の在り方について「削減の方向」を明確に示すべき。

7 道州の自治立法のあり方

① 組織・権限委

(1) 州の自治立法と国の法律の関係をどのように整理するか。

① 道州議会の自治立法権に国会としてどこまで委ねるべきか。

② 州の自治立法と国の法令の優劣をどう考えるか。

③ 州の自治立法の対象をどう考えるか。(立法権の分割、連邦制度の問題との整理)

(2) 州の自治立法と基礎自治体の条例との関係をどう考えるか。

8 道州制下の基礎自治体の規模等

④ 基礎自治体委

(1) 道州制下の基礎自治体の人口規模及びその総数をどのように考えるか。

① 基礎自治体を作っていく際に、地形の問題をどのように考慮するのか。

(2) 基礎自治体が担う事務をど

(6) 道州の自治立法のあり方

○ 限りなく連邦制に近い道州制を目指す観点から、国が道州及び基礎自治体の担う事務や組織に関し法律を定める場合には大枠的かつ最小限の内容に限ることとし、具体的な事項についてはできる限り道州の自治立法に委ねる。また、法律に規定する場合には、原則として道州の自治立法で変更(いわゆる「上書き」)を認めることとする。

国が道州及び基礎自治体の事務や組織に関し法律を定めることができるのは、国民の生命、身体等への重大な危険から国民を保護するための事務や私有財産制度の根幹となる制度に関わる事務、国家の安全保障や国際的要請に係る事務などに関し全国的に統一的な定めが必要となる場合に限定する基準を設ける必要がある。これに基づいて、現在地方をしばっている法令はすべてゼロベースで見直す必要がある。

○ 道州と基礎自治体は対等・協力の関係にあることを前提に、道州の自治立法で基礎自治体の事務や組織に関して規定することは認めないことが適当ではないか。したがって、道州の自治立法と基礎自治体の条例はその対象範囲がすみ分けられ、基本的に優劣の関係は生じないと考えるべきではないか。また仮に競合する場合には、補完性の原理から基礎自治体の条例が優先すると考えるべきではないか。

(7) 道州制下の基礎自治体の規模等

○ 道州制の導入に併せて、住民に身近な事務が住民に最も身近なところで決定される体制を確保するため、現在都道府県が行っている仕事の大部分を基礎自治体に移譲する。これに伴い、基礎自治体の事務・権限は基本的に一律となり、中核市・特例市の制度は廃止されることとなる。

したがって、基礎自治体は移譲される事務・権限を適切に担いうる規模・能力を備えることが必要であり、現在の中核市程度の人口規模(人口

・理念、包括的な存在意義を規定する州の憲法があったほうがいい。

・安全保障の問題など、国として統一してやるべきものもあり、あまりばらばらにやるのはどうか。

・要綱行政は全体としてバランスがとれていなかったの、国として基準を作る必要がある。

・すべての法律を見直し、国がやるべきものと地方がやるべきものを分けていく作業が一番大変だ。

・地方をしばっている法律はゼロベースですべて見直し、どういう法律を制定していけばよいかを白紙から考えるべき。

・道州制導入と基礎自治体の再編がセットであるならば、2015年から2017年というスケジュールでうまくできるのか。

のように考えるか。

①基礎自治体が最低限担うべき事務を法律などによって定めるのかどうか。

②基礎自治体の事務・権限は基本的に一律のものとするのかどうか。

(3) 基礎自治体として想定する規模に満たない小規模団体について、どう考えるか。

①道州が補完する方法について、どのように考えるか。

②近隣の基礎自治体が補完する方法について、どのように考えるか。

③広域連合や一部事務組合などの広域連携の方法について、どのように考えるか。その際、課税権について、どのように考えるか。

(4) 一定規模の基礎自治体を形成するための市町村合併推進方策について、どのように考えるか。

(5) 都市の規模・能力に伴う区分〔指定都市・中核市・特例市・小都市・町村〕

についてどのように考えるか。

①現在規模ごとに区分された市町村を、すべて同様の能力を有し、事務を担う1種類の基礎自治体に集約するのかどうか。

②例えば、指定都市の中にも性格の相違があるのではないか。

30万以上)あるいは最低でも人口10万以上の規模が求められるのではないか。

このため、市町村合併をさらに強力に推進する必要がある、その結果、700から1000の基礎自治体に再編されるよう取り組む必要があるのではないか。

その際、住民自治の観点から、自治体内分権の仕組みを設けるべきではないか。

○ また、単独では人口規模の要件を満たさない複数の基礎自治体が広域事務組合を構成する場合、当該組合に対して事務・権限を移譲することも考えられるのではないか。

○ こうした対応によることができず、移譲される事務・権限を適切に担いうる規模・能力を有することとならない小規模団体については、道州あるいは近隣の基礎自治体が補完する必要がある。

道州が補完することについては、住民からの距離が遠くなること、当該基礎自治体の事務を処理するための体制を新たに整備する必要が出てくること等が懸念されることから、基本的には近隣の基礎自治体が補完することが適当であると考え。この場合、小規模団体は近隣の基礎自治体の内部団体に移行し、限定された事務のみを処理する簡素な団体となることを基本に検討すべきではないか。

○ 以上の考え方とは別に、道州ごとに市町村の状況、地理的・地形的な条件、歴史的文化的経緯等が異なっていることから、道州内の市町村の権限、規模・能力、市町村再編の必要性、小規模団体の補完のあり方などについては、国が一律に考えるのではなく、各道州に任せるといった考え方もある。

・30万人規模では小さい。小選挙区程度の規模にするべき。

・過疎化が進む中で10万人規模とは小さいのではないか。

・基礎自治体の規模は700から1000程度にすべき。

・基礎自治体の規模をどうするかは、道州に任せべき。700から1000程度と決めつけるべきではない。

・基礎自治体の位置づけ、役割を明確にすべき。

・小規模町村をどう考えるのか。

・市町村の権限・規模・能力・市町村再編の必要性を道州に任せていく、という選択肢を残すべき。

9 道州の税財政制度
⑤ 税財政制度委員会

(1) 道州の自主財源のあり方についてどう考えるか。

① 偏在性の少ない安定的な地方税体系についてどのように考えるか。

② 道州間の財政調整についてどのように考えるか。

(2) 道州の基礎自治体に対する財政権限についてどう考えるか。

(3) 税源配分、財源調整について具体論を先行して論議すべきか、役割分担と連動するため、検討の進め方、スケジュールを重点に論議すべきか。

(4) 道州制における税財政の最終的な姿をどう描くか。

10 道州制導入のプロセス
(道州制基本法、北海道特区法を含む) ① 推進委

(1) 道州制推進に関する基本法、実施計画についてどのように考えるか。

(8) 道州の税財政制度

○ 道州のあるべき税財政制度の最終的な姿は、中央政府への依存を廃し、道州の財政需要全てを自らの税収で賄えるよう、国からの財源に依存しない自立的で安定し偏在性の少ない地方税を中心とした体系を描くべきである。国と地方の税源配分の見直しなど税制の抜本的改革が必要である。

そのためにも、各道州の税収基盤となる経済力を高めるための知的・社会的インフラ整備が重要である。

道州が社会基盤の拡充と新産業の樹立を図り、安定的な経済・産業基盤を確立し、財政的に自立できるまでの間は、道州間の税源偏在を調整する必要があるが、「陳情行政」からの脱却が要請される一方、地方自治体の当事者間での調整には限界があり、強者と弱者を固定化してしまう懸念もあることから、第三者的立場として、また、最低限全国一律に義務付けられる事務処理の適正な執行を確保する観点に立って、必要な財源保障、財政調整を国の役割において行うこととすべきである。

あわせて、現在の国と地方の債務の処理の道筋をつける。

(9) 道州制導入のプロセス (道州制基本法、北海道特区法を含む)

○ 今後道州制を強力に推進していくためには、国民的議論を喚起し、道州制の導入について国民的な合意を得ていくとともに、道州制の基本的な理念・目的、制度設計の基本的な方針、導入のための検討機関、タイムスケジュールなどについて規定した基本法の制定が不可欠である。

このため、当報告により、国民に道州制推進本部の道州制についての考え方を投げかけ、世論との活発なキャッチボールを行うとともに、民間有識者や経済界等と連携し、客観的かつ具体的な経済効果と行革効果を示すよう検討を深め、さらに明確なビジョンを策定し基本法の制定に

・税源配分、財政調整、格差是正(道州制スタート時におけるストックの配分)に問題は尽きる。

・現在でも税の偏在が過度になっており、地域間格差が開かないようにするべき。

・当初から国税と州税はしっかりと分離すべき。

・州税と基礎自治体税を区分する問題がある。

・当事者間での調整に限界があることは当たり前。税制の抜本的改正後にも調整は残ると思うが、今の段階で書く必要はない。

・フローの配分だけでなく、ストックである債務の取扱について、国がすべて引き取るべき。

・財源を移すと返済能力も落ちるので、資産を移すなら債務も移すべき。

・地方分権改革推進委員会とうまくすりあわせて結論を出すべき。

・シンクタンクと連携し、行政改革の効果や経済効果について数値として打ち出すべき。

・広域連合に道州制特区法を適用するのであれば、当該広域連合が道州制を

<p>(2) 北海道特区のフォローアップ、支援をどのように進めていくのか。</p> <p>(3) 九州、関西における広域連合など都道府県合併によらない広域連携の取組についての法制的な検討を進めてはどうか。</p> <p>(4) 経済効果等の調査研究の方策や国民議論の喚起方法についてどのように考えるか。 ①道州制ビジョン懇談会や地方分権改革推進委員会は、地方に出かけて行って対話を行っているが、推進本部としてはどうするのか。</p>	<p>つなげていく。</p> <p>その際、現在の北海道におけるモデル的、先行的な取組をさらに推進することに加え、九州や関西などにおける取組を党としてもバックアップし、各地域で積極的な取組が行われることを推進する。</p>	<p>目指すという条件を明確にした上で、一定期間道州制特区の権限を与えると というような条件を付してほしい。</p>
--	---	--

